

【物価高騰に伴う介護事業者運営継続支援事業 Q & A】

Q 1 事業実施の目的・趣旨は。

[回答]

物価高騰の影響により、電気・ガス・食材料費といった運営経費の負担が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、国の重点支援地方交付金を活用して、高齢者施設等の安定的な事業継続を目的に支援するものです。

Q 2 支援金の支給要件は。

[回答]

要件は次の①から⑤までのいずれも満たしている場合に支援金を支給します。

- ①令和 8 年 4 月 1 日時点において、要綱第 2 条に規定する高齢者施設等施設を川越市内で運営していること。
- ②支援金申請日時点において、対象の高齢者施設等を休止又は廃止していないこと。
- ③支援金申請日後においても、対象の高齢者施設等を休止又は廃止する予定がなく、事業を継続する意思があること。
- ④対象の高齢者施設等について、国、他の地方公共団体等から同種の支給等を受けていないこと、又は申請していないこと。
- ⑤本市の市税を滞納していない事業者。

Q 3 支援対象高齢者施設等は。

[回答] 次のとおりです。

【入所系】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 介護老人福祉施設 | 2 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 3 介護老人保健施設 | 4 介護医療院 |
| 5 認知症対応型共同生活介護事業所 | 6 短期入所生活介護事業所 |

【通所系】

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 7 通所介護事業所 | |
| 8 通所リハビリテーション事業所(みなし指定医療機関を除く) | |
| 9 地域密着型通所介護事業所 | 10 認知症対応型通所介護事業所 |
| 11 小規模多機能型居宅介護事業所 | 12 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |

【訪問系】

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 13 訪問介護事業所 | 14 訪問入浴介護事業所 |
| 15 訪問看護事業所(みなし指定医療機関を除く) | |
| 16 訪問リハビリテーション事業所(みなし指定医療機関を除く) | |
| 17 居宅介護支援事業所 | 18 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 |
| 19 福祉用具貸与販売事業所 | |

[留意事項]

- 1 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所は、対象外とします。
- 2 認知症対応型通所介護の共用型サービス提供事業所は、対象外とします。
- 3 福祉用具貸与事業所と特定福祉用具販売を重複してサービス提供している場合は、福祉用具貸与販売事業所として 16,000 円の支給となります。

Q 4 今後、対象の高齢者施設等を廃止した場合、返還を求めるのか。

[回答]

Q 2 の要件を全て満たしている高齢者施設等であれば、支援金の返還は求めません。

Q 5 高齢者施設等の新設があった場合でも満額の支援金が交付されるのか。

[回答]

支給要件を全て満たしている場合は、満額支給となります。

※令和 8 年 4 月 2 日以降の新設の高齢者施設等は対象外となります。

Q 6 [複数サービス関連]

併設の高齢者施設等（複数のサービスを提供している）の支援金の取り扱いは。

[回答]

併設の高齢者施設等であっても、サービス毎に支援金を支給します。

ただし、共用型サービスについては支給の対象とはなりません。

[例] 同一建物内に、複数の高齢者施設等がある場合

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・ 特別養護老人ホーム（定員 100 人） | 1,200,000 円 |
| | （単価：12,000 円×定員：100 人） |
| ・ 通所介護事業所 | 137,000 円 |
| ・ 居宅介護支援事業所 | 16,000 円 |
| 合 計 | 1,353,000 円を支給します。 |

Q 7 [複数サービス関連]

福祉用具レンタル事業と販売事業の両方を行っている場合の支援金の取り扱いは。

[回答]

福祉用具貸与事業所と特定福祉用具販売を重複してサービス提供している場合は、福祉用具貸与販売事業所として 16,000 円の支給となります。

※レンタル事業者と販売事業者の重複申請(16,000 円×2 事業所=32,000 円)
の支給はできません。

Q 8 同一法人が同一のサービスを複数の高齢者施設等でサービスを提供している場合は。

[回答]

介護保険施設・事業所としての指定を受けたそれぞれの高齢者施設等ごとに支援金を支給します。なお、支援金申請については、一括で申請してください。

[例]

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ・ 認知症対応型共同生活介護 A（指定番号：1234567） | 216,000 円（定員 18 人） |
| ・ 認知症対応型共同生活介護 B（指定番号：5678910） | 216,000 円（定員 18 人） |
| 合 計 | 432,000 円を支給します。 |

Q 9 みなし指定を受けている医療機関の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問看護は対象となるか。

[回答]

みなし指定医療機関は対象外となります。

Q 1 0 同一の高齢者施設等で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合（共生型サービス含む）の支援申請の取り扱いは。
[回答] 重複申請はできませんので、介護保険施設・事業所として介護保険課へ申請してください。
Q 1 1 申請は、法人等単位で行うのか、それぞれの高齢者施設等ごとで行うのか。また、同一法人で複数の高齢者施設等があるが、それぞれ分けて申請するのか。
[回答] 申請は、法人等単位でお願いします。複数の高齢者施設等がある場合は、まとめて申請してください。（ただし、川越市外の高齢者施設等は支援対象外。）
Q 1 2 同一法人が有料老人ホーム(所管：福祉部高齢者いきがい課)と通所介護(所管：福祉部介護保険課)の両方を運営している場合、支援金の申請先は。
[回答] 有料老人ホームは「高齢者いきがい課」へ 通所介護は「介護保険課」へ、それぞれ申請（電子申請）してください。 なお、特定施設入居者生活介護としての申請はできませんので、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅として、「高齢者いきがい課」へ申請してください。
Q 1 3 申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。
[回答] 申請者と口座名義は一致（法人名の名義は可）する必要があり、異なる場合は支払いができませんので、ご注意ください。
Q 1 4 それぞれの高齢者施設等ごとに振込口座を指定できるか。
[回答] それぞれの高齢者施設等ごとに振込口座を指定することはできません。 1法人1口座で申請してください。
Q 1 5 【交付決定関係】 交付決定通知の方法、振込時期はいつ頃か。
[回答] 支援金の指定口座への振り込みをもって交付（支給）決定とします。 なお、振込時期の目安は次のとおりです。 ○申請：令和8年4月1日から令和8年4月10日まで →振込：令和8年5月中旬～5月下旬 ○申請：令和8年4月11日から令和8年4月24日まで →振込：令和8年5月下旬～6月上旬 ○申請：令和8年4月25日から令和8年5月8日まで →振込：令和8年6月上旬～6月中旬 ○申請：令和8年5月9日から令和8年5月22日まで →振込：令和8年6月中旬～6月下旬 ○申請：令和8年5月23日から令和8年5月31日まで →振込：令和8年6月下旬～7月上旬 ※申請件数や申請時期によっては、振込時期が変わることがあります。また、申請書類に不備があり補正を行った場合、補正完了後の支払となり予定より遅れる場合があることをご了承ください。

Q 1 6 【証拠書類関係】

証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。

[回答]

支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。

①交付申請書

②添付書類（積算内訳書）

Q 1 7 【申請関係】

申請期間はいつからいつまでか。

[回答]

令和8年4月1日から令和8年5月31日までです。

※この期間外の申請は原則お受けできませんのでご注意ください。

Q 1 8 申請方法は。紙ベースでの申請は可能か。

[回答]

電子申請をお願いします。詳細はホームページをご覧ください。

なお、電子申請を行う環境がない場合は、介護保険課までご相談ください。